

意見公募時の案からの差異

意見公募手続を実施した命令等の案から以下のとおり変更を行い、差異が生じることとなりました。

No.	差異及びその理由
1	<p>内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）中、2.（1）航空法施行規則関係（第2条関係）において、「告示で定める者においては、航空運送事業における事業計画の記載事項に、電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に事業の遂行に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載することとする。」としていたところ、対象となる者を告示で指定せず、「その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に重大な影響を及ぼすおそれが生ずる者であつて電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に航空運送事業の遂行に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）を使用する者として国土交通大臣が定める要件に該当する者」を対象とするように変更しました。</p> <p>（理由）</p> <p>事業計画は航空運送事業を經營しようとする者が提出するものであるところ、当該者をあらかじめ告示で指定することは困難であることから、国土交通大臣が定める要件に該当する者を対象とするように変更しました。</p>
2	<p>内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）には記載をしていなかった「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成25年国土交通省令第63号）」の改正を追加しました。</p> <p>（理由）</p> <p>民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成25年国土交通省令第63号。以下「民活空港運営法施行規則」という。）について、共用空港特定運営事業を実施する共用空港についても、サイバーセキュリティ規制の対象とする必要があることから、航空法施行規則の準用規定を設けている民活空港運営法施行規則を改正し、必要な読替規定を設けることとしました。</p>